環境省 「最終的な調整結果」

		(下でける副当											
	提	案区分										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提集の実際による住長の利便性の向上・行政の効率化等)		制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
	B 地方に対する 規制観和		ける朝限の緩和	運搬等を受託する場合に、必 維作家に直接を見い合か手 数料の他収も行えるようにす ること。	のため、現在一部地区を粉を微収業所は要託せず市自らが粉付書をさ付 にいなますなら方でを軽すを観りていなか、収集から出来での時間 の最初能が期へなりがりており、このことが未収金者生の要認のひとつに なっている。 また、微収業所を受払している地区においても、収集作品と機収業所は また、微収業所を受払している地区においても、収集作品と機収業所は になっている。 また、微収業所を受払している地区においても、収集作品と機収業所は になっている。 また、他収集所を必要している地区においても、収集作品と機収業所は になっている。 また、他収集所をのから、世界が、日本の中で原因収の自動計量システムと からした。また、私人による心全の収扱いが無大している中、直接機収 を放上するの要性がないものと考える。	上が見込まれる。 また、要託料の減が見込まれる。	湯橋に関する法律施 行令第4条第1項第6 号		長崎市			による手数4の機なぞうつているが、現在の法律では、作業員が3集現場では指導を開発し、機収することができないため、別場を急入による手数4角吸を行っている。そのため、直角から窓場性、当日の子動村機収率の低下、裏急人を含く支圧内の動加なく、利力をある。 を見かるためでは、1000年の大きの大きの大きの様々のは一つないでの最初をしている。 の一般原業物の収集業務を受託している見間業者はよいでは、収集に乗車での最初をしている。 の一般原業物の収集業務を受託している見間業者はよいでは、収集に乗車では、1000年の最初をしている。 の一般原業物の収集業務を受託している見間業者はよいでは、公園情で第100年の場合を開発していることが見間であり、と同意が必要ができる。 が収集場に手架ができる。 が収集場に手架材を開発していることが目間であり、見間要が必要ができる。 の会しての間塞のひとどれなっている。また当年実験が影響が表していることが、割納 別の実施による他の経費とが必要がある。そのでは、200年の場合がでは、割削 切の実施によるを必要がある。 の実施していることといるでは、200年の影響が表によるが、割納 の実施によるを必要がある。 の実施していることといるでは、200年の影響が表していることとしている。 の実施していることといるでは、200年の影響が表しまなが、割納 の実施していることとしている。 は、200年の関係を対していることしているも、200年の場合にないる。 は、200年の関係を対しているといるでは、200年のでは、	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律能行う(照和40年数令第30号)第4条第6号において、 市町村が一般療養物の収集、運動に延免金市町村以外の省で美計さる基準として、「一般廃 素物の収集業器に直接従来する者がその収象に係る手数料を確似しないようにすること。と定 水でいる適宜は、収集業務の収率者を一手要数を使収する者が同一となることにより、不正の 選床なる品でれがあたか。これを禁むることで、手数料の不適宜は物収を防止し、一般廃棄物 処理業務の信頼性を確保することがある。この制度と動に限せば何等の免疫しは日報である。 ○なお、手気料の予能しが発生している。この制度と動に限せば何等の免疫しは日報である。 ○なお、手気料の予能しが発生している。この制度という。この制度とある。 ○なお、手気料の予能している。この制度という。この制度という。 ○なお、手気料の予能している。これでは、チケットによる先起い制を導入している。 ○のは、手気料の予能している。これには、チケットによる先起い制を導入している。
40	日 地方に対する 規制緩和		がない土地の改変 などに関し、土壌汚 を分質法第4条第1 項に基づく届出義務 の廃止	項の運用において、通常、人 が踏み入らない土地又は下途 が踏み入らない土地のと下途 のないことが明らかになってい る土地における土地の形質変 更など、人の健康を保護するとのない 行為は届出来をすること。 具体的には、法施行規則で 定象の届出不安な行為とし工事 や、環境影響で汚染のないことが明 らかになっている土地における (調査等で汚染のないことが明 らかになっている土地における	の届出が義務づけられている。	が、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を 綴和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動	条第1項	環境省	栃木県	運動・値配を行う即は、必 が立即は、②と ただきますよう。 お願いい たたます。	八尾市、 高松市、 熊本市	回義等の必要性は私いと考えられる。脳中傷的の単行して、発生殊生の別分万法に為し にからできることが開発的であるため、2013年の高い高な高田がから、そのみらな場合は、特に 田田がなくとも気管がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する報点から、周出 対象がについて、総対されているよろが、日本のは、日本のは、日本のは、日本の は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	一定規模以上の土地のお買家更は大量の土壌の樹田・砂貫変更に伴う汚染の産生契機なな こから、一定規模以上の土地のお買家更におっても者は、結本性の形質家更に得って とためら、一定規模以上の土地の形質の変更を以上がそれ者は、結本性の形質家更に得って によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを 命ずることとしています。 平成28年12月12日付け「今後の土壌が染対策の在り方」ついて(第一次各申)」(中央環境審議 をしたおいて、は美年条第1項の届出として第22項の調査命令を受けてから調査に第手するといっ において、は美年条第1項の届出として第22項の調査命令を受けてから調査に第手するといっ において、は大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
	A 権限移譲	在東接與	選前県知事への移 議	び、金主用大臣の終雲力向 上計画に係る近極実を部道 片無知事に移進する。	両計画の内容や支援指置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画 に該当するかといった物談を画、感望情報のそれぞれになければない 等、実施性の動、動画情報に一元化してはいるではないかという程度系 等、支援機能の息えをある。 おも、経営力向上計画は頭の出失機関に申請することになっていることか ら、進力の申請者にとっては、おおわや申却手枝が負担となっている。 が起源側につたりでは、おおわや申却手枝が負担となっている。 が出源側につた、18度高級計画も含めた他の中小企業支援施策と一体 が支援が行えていない。 (参考) ■経営力向上計画 人材質能、スエル管理等のマネジケトの向上や設備投資により、事業者 の記述と停止となった。	経営が向上計画に経営条幹計画の窓口をウンストップ化することにより、 中間食の利性性の出土とが目前温度だった。中間分と繁衍で表 また、申認等図口が開発により身立な都連結者とはり、申請者の負担軽 減につながら、 都連維用にとっても、経営カ内上計画で経営系制を回り、申請者の負担軽 減につながら、 関連機能はつかできる。 技術が開発はのかかとままなを行うことで、地域の資情に加した効果が交 提が開作できる。 経営が向けてきる。 経営よの関しての器と対応質 経営よの単しての器と対応質 経営よの単しての器と対応質 経営よの単しての器と対応質 経営よの単しての器と対応質 と同様は一般ができる。 に一般がでを、 に一般がで。 に一般がでを、 に一般がでを、 に一般がでを、 に一般がでを、 に一般がでを、 に一を に一般がでを に一般がでを に一を	化法第13条、第14条 1 5	省、起牙疮素名、国 土交通者、環境省	取黑、島根果、宮城県	_	_		中小企業報酬を設化点に基く行便を力を上計画は、再度が終り入り制度を開始し、1年間で対4000中の日本だちている。各種は整定業業制度を展り、主教予証的「中心の主義の研究を記しまたといった。 定計していて、事業分野を治定し、建設分野に対して、自然学の計画との実施方法を定める「事業分野所計計を選択しまた。日本書社でも一般が計画した。 受別計計と変化して、事業分野を治定して、自然を力労所計計と確認して、作品、単二十年を対して、自然を対象が対象が対象が表して、自然、一般で、自然を対していている。 を主教大学になっては、日本学の主など、自然のの状況を企業の大力では、出土計画を対象に対している。 定した主教大学になっては、日本学の大学になど、自然の大学とを担いて、「中間は、計計を言葉した。 主意教大学になっては、毎年学の大学には、「一般では、日本学の大学には、計計を言葉した。 主意教大学には、日本学の大学には、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、日本学の大学には、「一般では、日本学の大学には、日本学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学
75	B 地方に対する 規制観和	その他	産処分における補助 金返還要件の緩和	金事業に係る補助対象財産の 財産処分における補助金返還 要件の緩和	・ この主義を受けない。	財産扱うだっぱんっての材助金の返還について関方的な選用が認められるとして、防止・減円管を選出策としているという、防止・減円管を選出策としている本集にとって、選案物制賞化の一層の促進が関られる。	補助金等に係る予算 の執行の適正の 間する法律第22条 所管行政庁の補助 会等に係る的技術 承認基準(通達)	環境省	【共同提 案】 広島県	(提來辦除:(貸同) 此此市。等治市、手和高 市、八埔市市、勢而流。 而、京都市、大場市、 市、京温市、上島町、 市、東温市、上島町、 京、河南町、 、村田、 、村田、 、大田、 、工田、 、	德福	のグリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要弁がある ため、母条的に対象点としての受験を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に 作う財産船分は多いに想定される。	・現域グリーンにユーディール基金(以下GND基金)という。)事業により海科・上財産の影かの制度について、 は、「報助金単に各子草の執行の選生に関すると特別・「本理して単位機能理解を会対策等も制動を(地域 グリーンにユーディール基金)文代表限、「特別グリーンニューディール基金事業無限を引及び国境条件を 物態を含って限用している。」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 に、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 に、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 に、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」という。 は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの景解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解					
見解 補足資 料		補足資料	全国和事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答	平成20年の地方からの理案等に関する対応方針 (平成20年12月26日開議決定)記載内容
○國集務川直接保兼する者がその復業に係る手数料の額を操作できないシステムを削りするなどの不適工を解放が生化が、単原側にあることを影を利用手の条件よすることで、不正の温床となる器をはおしょくできるのと考えている。 ○意た、先払いチフト制については、改集量にかじて手数料の額が決定する 位置制の場合は、導入が開催である。 ○原にアナット制に力がけど対象、尺序を復出して持合、未収金の発生は抑 動なえるが、対象側においる。一般を実物を当活環境の保全上支達が生じないうちに収集・拠がを行うという市町村の复数が集たせなくなる恐れがある。		48	金面市長島、 連続性の避棄の実現に向けて、十分な機計を求める。 お。所管者からの間含が、電行規定により対応可能」となっているが、事実関係について 提集団体との間で十分権認を行うべきである。		○原発型手数料の回収方法は、従重制、回数制、定額付し、過剰1第、市前村の利断により、未 収益が展光行っている例が開いるのであれば、直接機が対する場合が、たかから削により、未 収益が展光行っている例が開いるが、表対域の見難しは不否である。 不可ないから性的 のに収益素が起い、中間から、実化し、実施者が、主体の立ては一部で、この目的では 供しを限力が指し、係る計量及以下数様相吸を持一つか事業者が行うことはつか。場合、どの ようなシステルを無力、上としても下まで打ちれる可能性を受け、は対象が含ことは、 までいる必要が必要が、またが、またが、このは対かの第二者によるに収益を は、と、また、自該事業者・住民間での不正にとどまかず、これは外の第三者によるに収益を は、と、また、自該事業者・住民間での不正にとどまかず、これは外の第三者によるに収益を は、と、また、自該事業者・住民間での不正にとどまかず、これは外の第三者によるに収益 経済を他かせ、いいては接筆的の選出場間ではある。またがある。 のが、主義者とは民の間で行われた金銭的なかり扱いに設定するトラブルが発生した。 のが、事業者と信民の間で行われた金銭的なかり扱いに設定するトラブルが発生した。 のが、事業者と信民の間で行われた金銭的なかり扱いに設定するトラブルが発生した。 と、「、展集物を提出しないて、市場付はその区域によりする・中級実験を告えることが何に は、日本の場では、日本のりでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	
○ 改正担4条の項の限定に基づ年縁の迅速化については、調整機果粉化に 係5年終度前側して、調整金向に成る再整を編飾さられてあるが、そもそも 木件のような汚染のおそれが考えにい土地における形質変更について、調査 命を発出する可能性は極めて低い、また、土地の形質の変更に急手する日 の30日前までに温出が必要となることは変わらず、改正法はよる効果は無いも のと考えられる。 ○ 特に、栃木県から選挙した、保安株内で行われる油山工事については、保 安林が水海のか人妻奏を目的よすものであり、立木の伎様や土地の野質の 変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚跡が発生する可能性が極め で少ないものと考えられる。 「新しているであり、大規数と運動性を称うず、むしみ限の山路料 面に、当まれるのであり、大規数と運動性を称うず、むしみ限の山路料 の場合にある。 日本の大量を指した。 日本の大量を指した。 日本の大量を指していることがある。 日本の大量を指していることがある。 日本の大量を指している。 日本の大量を終した。 日本の大量を終し、対象と関係と関係とない。 日本の大量を指している。 日本の大量を終し、 日本の大量を終した。 日本の大量を終めた。 日本		提 た る	だし、褒英林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、扇出対象外とでき 機能について、予能が動き行うたと、 金閣市長舎) 実団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	盃舎的に係る事務を省額できる選択肢を用意したものと理解するが、 ・そそそも未実施のよち天歩のなきれが考えていい生態に対しる形質変更につい て、調査命令が発出される可能性は様がて低いこと ・調査はお定理差額関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること ・福出後30日間は工事に着手できない点は変わないこと	「東京部は1月12日付付「今後の土場が多分景のセリア」でいて、第一次各事)(1年実施 連番組会)において、「動布計画法の動画部面を場かっませた。4番を観視用手を抽除等 が過去に存在し、可能性が悪しく低いと考えられると地に関する周出は、1月後のおそれだけ あるところを効率が、連載する機のかったが、5分を換え、ご譲ぶの動きは表してうことが 対すべきである。」と音を考えていることから、5分を換え、ご譲ぶの動きは表してうことが 対象をしてきる。 は事態を選手を構造していることがも、5分を検え、ご譲ぶの動きは表してつ、中央 準備を選手を選手を選手を選手を受けている。 なお、〔選連を署手を持たりでは、10年であられた」であったいと同様できないことが 利助している上地なりにご加ていることが、5分をあった。 利助している上地なりにご加ていることが、10年であるとは、7年であるといことが 利助している上地なりにご加ている。 利助している上地なりにご加ている。 本地が特定者書物類によって下発されているおされがあるかとうかを判断し、そのおそれ があると認めるときは、調査命令をかける仕組みとするの要がある。	(4)主張汚染対策法(平は法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る陽出(4条1項)については、汚染 のおそれがある土地を効率的に開産する観点から、遺電人が踏み入らない 便安林において行われる治山工手や、遺域影響調金とば飛行の担見によ 切汚染のないことが明らかで、一定の条件下で周出場点においても汚染の おそれがないことが明らかで、一定の条件下で周出場点においても汚染の おそれがないことが明らかで、土地の参質変更など、各種的に汚染の
住民以来版な行政は地方の共団総が行うことにより、地域に多様性・自立性 一 が総主机、新た成長・活性につなびならのと考え、地域を支えらかり地域 東小規規事業者の支援については、中小企業等等に当近な都道政界が地域 の実情に思いて、行うさである。 本提案は、経営方向上計画に「経営業新計画」が、中小企業等程置途化法 本港業は、経営方向上計画に「経営業新計画」が、中小企業等程置途化法 はるう党からが指定であり、競性目標や支援措置等において表達点が多くある ことから、申前者の刊度性の向上及び都道界原の一体的な支援表面による 一 作業者等の利度性の向上及び都道界原の一体的な支援表面による が企業者等の利度を扱いた。 が企業者等の利度を扱いた。 がにまった。 第一記して行えるよう、認定措限の経済を解析いただされた。 にかるよう、認定措限の経済を解析がただされた。 は、国が経済者に対し、表な、情報経験を行など、配心の選挙が図。 れんは十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な 知見に基づ登記することにつなが可能であると考える。		都多	金融知事名) 通過解制制等への移議を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきで 1-6。		事裏が野別時については、関係者所が原管に連絡しながらPOのサイクルを要効性ある 形で産立、最終が最終の最後の情報が受けまれた情報を提供。場所もお外別のなことが、法 高階線の原の協会性帯決蔵ではあらまていることか、中小企業の生産性向上に関する 総がの政略等的学生、関で一文情報とは、ではお他書から表がから、これを提出 するための政略等の学生、関で一文情報といる情報を するためには、他連手機への実践(手挙行方式を含む、いてはなく、他が個情報者と認定する の成ぶから、報告まだ能行表に考を達起したところであり間に認定を行うことが適宜と考える	
建物の連替えに伴い、精助対象設場と再様の効果を条件する代替投降を設置 する場合は、植物を返還不要とのことであるが、「風味の希情のは動か会で改 何というが彼の処分を設基半(以下「承認基準」という。第3の2(1)十、(イ)は、 文章上、設備では公園に以際とないでいる。返還不要の倒裝・明確にするため、 承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。		提な	金融市長会) 薬部体の意見を十分に募重されたい。 お3.所管者からの回答が「取行規定により対応可能」となっているが、事実関係について 実面体との画で十分権限を行うべきである。		まいりたい。 また、深延基準算3の2. (1) オ・(イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。	6(環境者) (の抽効事業率により原特した財産の財産処分に関する事務 環境有所質の国産組制事業等により販売した設備の財産処分にないて 、出版設備を必要さる年代的に上海の政権者に示い、出版政権と同様 の効果を受損する代替設備を選挙する場合も、選集大部が国産時代に の効果を受損する代替設備を選挙する場合も、選集大部が国産時代に である。 では、日本の政権を関係を関係した場合を対し、 では、日本の政権を関係した。 対域を対し、 対域を対し、 対域を対し、 対域を対し、 対域を対し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

環境省「最終的な調整結果」

璟	境省	Ⅰ最終	的な調整	結果」										
		提案区	分										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理	区分		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提集の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支除事例	各府省からの第1次回答
	日地方	緩和		法官社员保 使 提供 使 限 の 拡 大	と同等に関係行政機関 への資料提出の要求 等ができる旨と規定す ること。	大気汚失筋止法では石締線出帯作業の発送者に対し、都温声楽 事本の周出を最初付けている。 東京に、同法では、顕体部温炉県は法律の目的を達成するため。 変があるた認から前に、必要で資料や説明を関係信息体に求め しかし、国に求められる資料等に制限がないが、都道府県は深 定列等なれたの比けである。 (支持事例) を自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めの ない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合が 本集には大阪門地上はの石間に関する国出書がおいたが、 本集には大阪門地上はの石間に関する国出書がおいたが、 本集には大阪門地上はの石間に関する国出書が大いため、 本集には大阪門地上はの石間に関する国出書を形でいたが、 本集には大阪門地上はの石間に関する国出書を形でいた。 一部の特別では、一部の特別では、一部の特別では、 では、 のの規定により法令に定めがないと判断される信間はの担保と発 と関係としる。 また、国は特に制限な信頼程度体積の権限があるにもかかわら 大関が単して、 また、国は特に制限な信頼程度体積の権限があるにもかかわら 大阪門に、 では、 大阪門に 大阪門に 大阪門に 大阪門に 大阪門	確実に無富工事を探知でき適切な作業を指導できる。これにより、石跡出等作業からの石跡飛散を未然防止でき景民の健康を守ることができる。	法 第18条の15 (代表) (特定特に人物 (大学 (特定特に人の) (共享 (大学 (大学 (大学) 大学) (大学)	環境省	埼玉県	別縣あ以(702-1-2 大張汚染助止法 添付資料」)		○(制度改正の必要性L展開越築物におけるアスペストの使用状況の 把握について、各自体な特別の情報の提供を依頼する場合、法定 定められていないと別途協議は必要であったり、今回の程書と同様に 定められていないと別途協議は必要であったり、今回の程書と同様に 個人情報保護を例により提供が認められない場合が生じることが終念 される。今後、アスペストを含有した建築物の解体等の増加が見込ま れることから主命やかな情報の収集のために自治体の資料の提供に ついて制度に盛り込む必要がある。	大成再後防止法第28条配項の規定は、都追前税知率が指定機能を行う特定税に参出等 供業の規制に関し、同志による規制を円削で支援するために必要であれば関係行政機関等 に協力を求め、あるいは意見を述べることができる首を明らかにするものであり、「特定税に必嫌 出等件業の状態が関する資料の近付での他の協力は、特定税に必嫌出等作業の届出が行われた工事に係る賃料の近付に限定されているものではありません。 従って、制度改正は必要ないものと考えます。
247	B 地方に5 規制緩和			上の「爆棄物」の対象からの除外	るが、定砂酸や着米井などで 参生する浄水販売 前的立砂(川勢)について、美 の の 砂 の の 砂 の の が を の の の の の の の の の の の の の の の の	静岡商企業指摘士川浄水増では、河川から数水を行い、浄水処理機は、 展用火として起いている。 現在、浄水場で発生する土砂は、「農業物の処理及び清除に関する法律の 現在、浄水場で発生する土砂は、「農業物の処理及び清除に関する法律の する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業機関のが予認ことされ する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業機関のが予認ことされ このため、浄水場で高齢が収入されるの土砂は、高空の川の土砂 と同じておるにもかかわらず「産業機業物」の「汚泥」となり、処理に多額の 費用を要している。	外することにより、異用が解放され、地域最深を支える党外企業・安価 で変数的企工事所が動きが増加されて ます。整理発生工作等がの難いせるため、土地造成等の材料として、 特別外用の可能が近近から。 が選上川外外場の及砂池・着水井の予定に係る (3世の企業業業を使しての処理学)。 (3世の企業業業を使しての処理学)。 (3世)・経験をはいての処理学 は以下のとおり、 (3 企業職業物のほどい地が発生まとして処理する費用(試算)。 は以下のとおり、 (3 企業職業物の理費・130,000千円/年 (3 企業職業物処理費・130,000千円/年 (3 産業職業物の理費・130,000千円/年	原業物の処理及び 清朴に関する法律 漢明に伴う知意事項 (こついて第一 4		静岡県		在 原 見 島 市	○新華園を産業の旧籍に本集(企業市水口等水場)でも、非水温程で進去が扱入される前 の土むは、進気の同口の社会側ではなるたいもかからが「産業業業物」の行業と、 が超に多数の受用を要している。原水口はよび資水管については指導に、決分等等につい では毎年期を受加しており集生する上の例の)が産業業業物の一般が大きが 運賃前ば割りはよびのよういであり、実備で収定的に用水の機能が可能となる。 (企業機業外の電力を対しては一般では、一般では、一般では、一般では、 の企業を表した。 の連載をは、上が開発して十年17年(特別表の試算例による)。 の連載とより発生して中ドルイトを制 ののでは、大きないのエチチ井外水管では、同川から加水を行い、上水道としての浄水処理を 行っている。浄水規定で乗生する形式となっては、可削から加水を行い、上が進としての浄水処理を 行っている。浄水規定で乗生する形式となっては、可削から加水を行い、上水道としての浄水処理を 行っている。浄水規定で乗生する形式とは、同川から加水を行い、上水道としての冷水処理で の水池、次砂油には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 の水池、水池が上に、 の水池、水池が上に、 の水池、水池が上に、 の水池、水池が上に、 の水池、水池が上に、 の水が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水池が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が上に、 の水が	原業物の該当性の判断については、都道原用等が物の性抗、排出の状況、蒸常の政政い形態、 取引価値の右乗。占者の意思形を総合的に満敗に行うているものと類似ている。 このため、浄水場において発生する上砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等に おいて総合かに動象半川新して基と大さい。 なお、「程境、河川等の止めたせつに伴って生す。今上から他たれに預するもの」、「北砂及びもっ ばら土地造成の目的となる土砂と呼ばっちらのは原本が過程度の対象となるはものである。 ※「廃棄物の処理及び湯樹に関する法律の施行について」(昭和46年10月16日環整43号、改定昭 和49年3月25日環整36号)通知より
252	A 権限移動			権限の移譲	置付けられている施設の重整 変更等機能な要の場合につき が基準であった。 が基準である。 が基準である。 が表現である。 がままる。 がまる。 がな。 がなる。 がなる。 がなる。 がなる。 がなる。 がなる。 がなる。 がなる。 がな。 がなる。 がな。 がな。 を、 がな。 がなる。 を、 がなる。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	、照行制度上、公園計画に記座された業態以外の地窓の建設は規制がありまた。現代の公園計画の電子がある更くな。 かま、現代の公園計画の電子が必要とくる。 かけたの、本規ではいて、民間等業者を制限し、水装館の重態変更を含か無数の開港を開うたしているが、機能の関係と関係といて、民間等業者を制限し、水装館の重態変更を含か無数の開港を開うたとしているが、機能の関係というには、大型を収集しているが、実施と関係となったから、事業開始の可否が見込めず、再建し、興味を表示となったから、事業開始の可否が見込めず、再建し、興味を表示となったから、本業開始の可否が見込めず、再建し、現場の大型などのであるが、本規に、機能的な対応が難し、大型を指し、なままがし、全面の関係で設定である。全面の関係で設定である。 計画変更に乗に国の明明がそれぞれの景とされ、機能的な対応が難し、とか情かで難し、表表的には高速技術が必要となって、国家公園の景報を表示し、企画の発展をおいる企業とない。 と音楽する技術となる記念を表現を表現を表現し、また。 と音楽する技術となる記念を表現を表現し、また。 と音楽する技術となる記念を表現し、また。 と音楽する技術となる記念を表現し、また。 と述え、表表的には高速技術が創業となって、国家公園の景報	港やから計画変更可能を放映機能と改かることで、原名公園におけるなどを放取問題が無さや地域の地方を持ちらかの時度であったが、 最低を進め高くなり、南定公園の景観の保護や一層の利益所の報差に 見ても、			千葉県			○千葉県の提案は奉務の迅速化に資すると考える。	異体的な支険事例として。2社の民間事業者から企画の段階で投資を始定されてまった。危をあ 付られておりますが、アイコに実施された生業団体から効果セナアンクを管理えると、提供的 において国定と圏に係る公園計画の変更手続に要する時間が美国であるかどうかは支かでなく。 また、公園計画の変更に要する時間については、中心から決定では平日度で処理できる体制 が既に思えられているところです。この点については、平成27年度の世業募集においても回答して おります。 さらに、条件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対 応方針については、積極的に個としても推楽団体に助言していきます。
277	B 地方に5 規制緩和	環	横横	可能な業種の拡大	を推進するため、農業集所地 水型指数では、機工地 ・ 一般の主義を ・ 一を ・ 一を	(国教) 無果無持水処理施設は、無料地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公井下水池県地理施設に、近くれたらんが実施しているため、小田本水池県の建設には、大田本地では、大田本地は、大田本地では、大田本地が、大田本地では、大田本の東海の東田本地が、大田本地では、大田本本本地では、大田本本本地では、大田本本本本が、大田本本本本本本が、大田本本本本本本本本本本本本本本本本本本本	農業高等が必要性別での高度金貨利品を設定されていません。 可能ならなことにより製業高等計が利用地域等での企業立地や起業が 開待され、地域活性化につながら。	・浄化機法第2条第 「項 ・「名像処理浄化機 ・「多の数型、につい ・「というの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、につい ・「のの数型、にいい ・「のの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		兵可飛府飛飛市城東原、京和烏京閣連、京和烏京閣合		大村市	〇今後、同様の支護等的が発生することが考えられ、農業高階級大協設では水協理を認めることで、企業立施で開設場体の交配を使促進につながり、地域活性化を認ることができることから、制度の改正をしていただきだい。	(国土文皇本・環境等) #10-33 (回港の会社会社会場合) #10-33 (回港の会社会社会場合社会場合社会場合社会場合社会場合社会場合社会場合社会場合社会場合社

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解						
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの恩見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	名斧者からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日開議決定)記載内容	
本県の座域について、現行法令において支情はないとの固管であるが、以下 の2点について支援があると考え。 1 都設定祭知者がその役割(指面機関)に広じた資料の建出の東来等ができ を比較としたが注意28条第1項であるとのことである。 同時は、環境大臣がその役割に広じた資料の提出の要求等ができると限定したが企業28条第1項であると思われる。 しかし、2項と1項を対比してからと、都設度県知事がその役割に関する限定 別等されたもの、資料の実出の要求等ができない。環境大臣は法に関わることであれば制度な(資料の提出の要求等ができると限。環境大臣は法に関わることであれば制度な(資料の提出の要求等ができると認う取れる。 環境大臣が制度な(資料の提出の要求等ができると認う取れる。 環境大臣があるの表現を指する。 第2項本とでもかは新聞な(資料の提出の要求等ができると認うなれる。 第2項本とでもかは新聞な(資料の提出の要求等ができると認うなれる。 20目的を選がまるとでもない。 20日から、8週末別事も開帯の保護を行ってきてある。 2 年末的に人物が出る中本のの情報を行ってきてある。 2 年末的に人が出る中本のの情報が行っていませいかってかれば、実施している特定という様とない。 2 年末のために、第2世に、大田東のに、最初いるの情報を要求することは、法第20条第2回にあるが状況を持つが手で結构 現金化田吉される同能性がある。 実際に個人性保護経験を要求することは、法第20条第2回にあるが状況を持つまっている。 実際に個人性保護経験を受けたこともあり、ない、一般に拡大解釈が可能であると思療されているとは高い違い。 実際に個人性保護経験を見かれるが、そのたりに拡大解釈ができるのか疑れているとは高い違い。 実際に個人性保護経験を見かれるが、そのたりに対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい						大英等総防止法別総条第2個の限定は、超過商権知事が、法律の目的を選択するため 必要があるた場めを込む。抵過機構能が指導機能や可能を対しば出来等を対しば出来等を 規制を円滑に実施するため、関係行後機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることが 可を含金を明めたするものです。このため、作業的に人間が参考を含めて実がしまったことが する合金を明めたが、は関ウリイクが主義するための要うがあればなく深めることがに からで考えるから、観力リイクルは重づく保持をする。では、運動により修進者が、民間など をと考えるものも、観力リイクルは、一般では、運動により修進者無に関係することとします。 使して、本法律の改正は必要ないものと考えます。	(1)大気汚染防止法(昭43法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して 行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成す ストルトルを乗り取めたとませ、建設・工庫に係る資料の再資循ル機に関する	
・浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省回答のなお書きのとおり添煮、別川等のしかんせつに伴って生する土砂ぐの他にれた繋するもしたりが高速、別川等のしかんせつに伴って生する土砂ぐの他にれた繋するもした。現代の中では多数の選集の対象が大力な高。実施の必要と及び清掃に関する法律の適用に伴う機能を対している。 は、現代の中でり見さらに環境を水の手(成業物の処理及び清掃に関する法律の適用に伴う機能を対している。 は、現代の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に対しないる。 は、日本の主義に対している。 は、日本の主義に				【金蘭市条金】 提業部体の複雑の廣視に向けて、類様的な検討を行うこと。 なお、所名者からの曲客が「破行規定で対応可能」となっているが、十分な開知を行うこと。			(1) 通業権(2条1項)の該当社の利断については、赤水郷において発生する たませらかって通過業権の対策と指すさらないではなく。 たませいでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 はいできる。 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいできる。 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいできる。 はいでは、	
事業興建に向けて製炸態限に対する砂煮に興起を示した民間事業者で2社 に既存の施設が確定公園内におり、競技計能において水能物の位置づけが あったため、所定の手機を経て着工するまでの期間が見遇せず、投資業件とし て設置された。 現在の動核運用上では、公園事業計画の変更に係る期間に手程接定され、 現在の動核運用上では、公園事業計画の変更に係る期間に利害等形の急 非が示されていない状態では、この原間で6所要時間の見過しが観度であり、 非が示されていない状態では、この原間で6所要時間の見過しが観度であり、 おり、投資企業から費力は高齢が収があえない状態になる。 あり、投資企業から費力は高齢が収があえない状態になる。 となどの業務を開発して出済を全体のが指する。 以上の事業が悪力に出済を表ができない。(は事が始まる時期が分からず、 人材の確保も発酵が建設されている間にあっては、保護でよることは 気が低く、この事業テームの構築ができない。(は事が始まる時期が分からず、 人材の確保も発酵が建設されている回路にあっては、保護でよることは 気がが、既に施力が建設されている回路にあっては、保護でよることが、 の割かを限度するためでもない。(は事が始まる時期が分からず、 人が個様に対したが関係ができない。 国定公園内の手行がすの自然環境に変更を加えることに慎重であることが、 の割かを限度するためでもない。 第次の表が表が表がまたができない。 、現場を使ないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、現実がないたませい。 、、現実・経ないたませい。 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				(全体知事金) 手挙げ方式による機計を求める。	定無事態・変要が連載しまってはい間計画の影響が必要となるのでは「砂樹」な の一点だり」がでは、既不能を企業が延齢しまってはい間計画、実施を変更して変更する場合でも、位置を変えず、規模大なで変えないのであれば、展の時可で対応できる歴史を があったが、規模大なで変えないのであれば、展の時可で対応できる歴史を があったが、対域性とで変更が、変更が必要とでは、ないではないか。 の、影響事業のエジアでは、保存を変更から変更を選択的とは、その情では、ないではないが、 の、影響事業のエジアでは、保存の変更を がまった。という変更を選択した。では、ないではないが、 の、日本の主要が表現した。現代の意度と選集では対応できる歴史が はなて実際が生じているのではないか。 の 国家公園はおびまたの表現が、大きにないが、 の 国家公園はおびまたが、日本の主要が、日本の主	ているところ、海中の侵水へ自然が呼吸がより出ていて、水塩酸を特勢態等の事業を構っませる。その変更による原数を特別を指する。 建物・企業する。その変更による原数を対しては、からの治・域の心温の自然となり傾向 は物能は多様な、種類のものが求えられることか。、その治・域の心温の自然となり傾向 地域となりたが自動を向は、温が出場のがたに出来が過ぎるがした利用にそくから 理想が多まった。 のこのようなとなった。 のこのようなとなった。 のこのようなとなった。 のこのようなときできる。 のこのようなときできる。 のこのようなときできる。 のこのようなときできる。 のこのようなときできる。 のこのようなときできる。 のこのようなときなど、というと思いる。 のこのようなときない。 のこのようなときない。 のこのようなときない。 ではれたれている。 もりなの時できる。 のこのようなと、 のこのよりなと、 のこのよりなと、 のこのようなと、 のこのよりなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、 のこのなと、	収ができない場合があるという問題を誇まえ、金額の画堂公園の事件を 総選用係の意思を達ますつ。無行も、各等の同一の予に求めれて ている施設側の変要変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可 財政とさら合かで、公園事業となる観光の機能を公園間に対いてそのよう 力力である。 力力である。 が、大きない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
費金から回番名は、本県及び多可可が提出した支援を掲載するものである。 今後、農業基準が処理機能により登場できる業権の受済情的な統計が行われることとなるが、早期に総計結果を周知いただきたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。				(全陸市条金) 理薬用体の緊張の実際に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所を飲かの回答が「現行環定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 (全国計4金) 理薬団体の整向及び関係所名の回答を踏まえ、適切な対応を求める。	(再検討実調なし)		(日間場合) (1) 浄化樹木(2008年40) (1) 浄化樹木(2008年40) (1) 浄化樹木(2008年40) (1) 浄化樹木(2008年40) (1) 浄化樹木(2008年40) (1) 浄水(相応おけるしまと合催して処理することができる雑味水(2条1号の歌談いよついては、「理解と合物に欠処理することができる雑味水(2条1号の表現を収益している。 (1) 東京場合の公司水(2008年40) (2008年40)	

環境省「最終的な調整結果」

- 10	光日 印	ででいる詞質	[作木]										
	提	案区分										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管番	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実際による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省の	* 団体名	その他 (特記事項)	団体名	支持事例	各府省からの第1 次回答
277	B 地方に対する 規制緩和		ない農林業者による 鳥獣の捕獲許可の 要件緩和(はこわな	等を受けた最終業者が、直体 業技術の防止の自らの事 業地内に設置する「はこかな」 による野県行為を許可対象と すること。	「研校」 野規免件保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業 被害者が深遠化している。平成立年度では、「角敷の建設と17管理を図る ための事業を開きているの基本のはおりが成立され、最早ま業等の のようないるというの基本のはおりがではこれ。現実を実施 には、17歳のでは、17歳のでは、17歳のでは、17歳の日本をサインシー、ニルンジルでの他の農業を開きてる場合等には、特殊免許を受けて にない者がありませました。「日本の主ない」では、17歳の日本をサインシー、ニルンジルでの他の農業を開きてるとかできるからなった。「全年 は、日本の主ないるというでは、17歳の日本ののよりでは、17歳の日本のから、農林業 被害の防止を目的とし、割いりなど時間と17歳を対象に対している。農林業 被害の防止を目的とし、割いりなど時間と17歳を行機とでいるが登場に基 できまりなった。17歳の日本のより、対策な影響が持ちが、17歳の日本の主ない。 総定はいるとは、17歳の日本のより、対策な影響が持ちが、17歳の日本の主ない。 総定はいるとは、17歳の日本のより、17歳の日本の主ない。 総定はいるとは、17歳の日本のより、17歳の日本の主ない。 総定はいるとは、17歳の日本のより、17歳の日本のより、17歳の日本の主ない。 は、17歳の日本のより、17歳の日本のよりが、17歳の日本のより、17歳の日		鳥歌の保護及び管理を図るための事業 を実施するための事業 を実施するための基 本的な指針日東四 2~3(2)	環境省	兵庫県、三		高松市	増加により、原向がの発掘が増加していることが、現場の薄板の溶板を圧縮している。そのため、原保が打て必要は基本者のから、はた力なを設置し、管理することで、さらに有効な最作物被害対策につながもものと考えられる。	下部のため、現場では、「対応等などの必要を影響を必める基本的な影響は以下(基本等は)という。)」に成立等の月間接受的 原理のの種類とが関係されたのの事業を影響を必めの意義を影響とないの意味がは、「「基本等は」という。)」に成立等の月間接受的 物質が重要した。 「最初の一般のでは、「「最初の一般のでは、「「最初の一般のでは、「「最初の一般のでは、「「我の一般のでは、」 「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、」 「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、」」 「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、」」 「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、」」 「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、「我の一般のでは、」」 「我の一般のでは、我の一般のでは、「我の一般のでは、我の一般のでは、「我の一般のでは、我の一般のでは、「我の一般のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心のでは、我の心ので

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解					
見報 補股資料	見解 韓軒	#足資 ↓	金国知事会・金国市長会・金国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各身者からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
責省の回答では、最終業務者の助止の目的で得換免許を受けていない風格業者的自らの事業を時において発わる場合。働いかは前別券を必合一方、はこかは対策外となる理由が明らかになっていないので、電数示いただきたい、その理由が安全性の程度や機能制度の助止であるためには、次の実件を満たずことができれば、許可対象となるよう制度を見起していただきたい。・ 予報拠免許所持名と間聴達施が取れる特別の機器・		1	企画市長力 建西保の登場の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管もからの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について 実実団体との間で十分機能を行うべきである。		るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28年10月環境省告示第100号。以下 「基本方針」という。) 国第四2-3(25)に集る囲いかなと同様の要件により、はこわなを許可対 象とすることはできない。なお、御指摘の要件の追加によるはこわなの許可対象への追加 意見については、当該要件は基本方針国第四2-3(24)の要件と同内容であることから、現	(5)自然的根据及好管重整以上跨域の通正化に開きる途梯(平4/4840)及 过限系的根据及对理管理包含土的和原金使指令方式的基本的效率 シカ、インシ等の局限的相模等の許可(多年)第1、20 VCは、「角散の展 整合性管理合成的中事主使指定于60 APS